

令和2年度京都府サービス管理責任者等基礎研修実施要領

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を目的として研修を実施します。

※注意《必ず御確認ください》

2019年4月1日から、サービス管理責任者等研修について、制度が改正されました。本研修では、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通カリキュラムで実施します。

詳細は別紙4「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について」を御確認ください。

2019年3月31日以前に実施のサービス管理責任者等研修（以下、旧研修）を修了した方は、改めて基礎研修を受講する必要はありません。また、既に旧研修を修了している方は、共通カリキュラムの修了者とみなします。

2 実施主体

京都府から委託を受けて社会福祉法人京都府社会福祉協議会が実施

3 開催日程・会場・受講定員（詳細は別紙1のとおり。）

WEB講義と演習（2日）の受講が必要です。

（1）WEB講義（6時間30分）

WEB 講義	令和2年10月中旬より配信開始予定～11月中旬配信終了予定 ※上記期間内にご視聴ください。詳細につきましては受講決定通知の際にお知らせします。
--------	--

※「3つの密」を防ぐ目的からインターネットを通しての動画配信を予定しています。その他の受講方法についても検討しますので、受講申込書「受講環境について」にご記入ください。

※WEB講義受講後、レポート課題に取り組んでいただきますが、レポート課題の提出がない等、受講確認が取れないと判断した場合は、演習の受講が認められないことがあります。

（2）演習（講義1時間・演習9時間20分）※演習のための事前課題あり

	開催日程	会場	受講定員
演習	令和2年12月21日（月） 12月22日（火）	京都テルサ 東館2階セミナー室または 東館3階大会議室 （50名ずつ分散開催です）	100名

※「3つの密」を防ぐ目的により、例年より縮小した規模での開催となります。

※受講申込者が定員を超えた場合は、申請内容から優先順位をつけて受講決定をします。

※全科目及び全時間の参加が必要です。一部でも参加が出来なくなった場合は以後の研修受講は認められません。また、資料代の返金もできません。

※受講いただく会場は、決定通知の際お知らせします。なお演習内容は同じです。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて本研修を変更、延期または中止することがあります。

4 受講対象者

下表に掲げる指定障害福祉サービス事業所（開設予定も含む）において、サービス管理責任者等として配置予定の者。

障害福祉サービス等種別
療養介護、生活介護、施設入所支援
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助
就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援
児童発達支援センター（医療型含む。）、児童発達支援事業（医療型含む。）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（福祉型・医療型）

※以下のサービス種別及び相談支援事業については、サービス管理責任者等を配置する必要がありません。

＜居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援・短期入所＞

5 受講資格

【サービス管理責任者】

勤務先の代表者等の推薦を受けた者（注1）であって、サービス管理責任者として必要な実務経験（別紙2参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

【児童発達支援管理責任者】

勤務先の代表者等の推薦を受けた者（注1）であって、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙3参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

（注1）受講申込時点において障害福祉サービス事業所に勤務していないが、今後（おおそ1年以内に）京都府内で新たに事業所を開設しサービス管理責任者等となる具体的な予定があるため、本研修の受講申込をするときは、勤務予定事業所を運営する法人の代表者から推薦を得た上で、以下の【事業所指定に関連する問い合わせ先】に記載の機関で確認を受けてください。

【事業所指定に関連する問い合わせ先】

（※受講申込者の実務経験がサービス管理責任者等として必要な年数を満たしているか、等）

- 京都府内事業所の場合…所管の府保健所福祉課
- 京都市内事業所の場合
 - ・サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（TEL：075-222-4161）
 - ・児童発達支援管理責任者：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課（TEL：075-746-7625）

6 受講申込方法及び受講可否について

（1）受講申込方法

郵送により、次の書類を令和2年8月21日（金）《**必着**》までに「7 申込先」へ御提出ください。

※配達記録が残る郵送方法（簡易書留、特定記録郵便等）で御提出下さい。

申込書類及び作成部数

以下の様式1 および様式2 の両方の提出が必須です。

- ・ **様式1** 令和2年度京都府サービス管理責任者等研修受講者推薦書 **申込者毎に1通作成**

※様式1は2種類あります。当てはまる方を御使用ください。

（様式1-1）京都府内・京都市内の事業所に現に勤務している方

（様式1-2）今後事業所を開設予定の方

申込にあたっての留意事項

- ・ 申込書の記載内容を参考に選考させていただきますので、申込書類には必ずすべての項目を漏れなく記載してください。不備があると、受講できない場合があります。
- ・ 申込多数の場合は、受講できない場合もありますので御了承ください。
- ・ 受講配慮を希望される場合は参加申込書に必ず記載のうえ申込ください。事前に記載がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができない場合があります。

※なお、申込書類はインターネット（WAMNET・ワムネット）にも掲載しますので、必要に応じダウンロードして御使用ください。

「ワムネット」トップページ (<http://www.wam.go.jp/>)
→ 「特設サイト 都道府県からのお知らせ」をクリック（トップページ左下）
→ 「ワムネット地方センター情報 京都」をクリック
→ 「府からのお知らせ（障害福祉関連）」をクリック
→ 「最新情報」のうち「令和2年度京都府サービス管理責任者等研修（基礎研修）」をクリック

(2) 受講の可否について

- ・ 受講の可否については結果に関わらず、令和2年10月16日（金）までに様式1記載の所属事業所所在地宛に送付します。10月16日（金）を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター研修課（TEL:075-252-6296）まで御連絡下さい。

7 申込先

事業所所在地によって送付先が異なりますので御注意ください。

※配達記録が残る郵送方法（簡易書留、特定記録郵便等）で御提出下さい。

＜申込書提出先＞ ※郵送にて提出してください【令和2年8月21日（金）（必着）】

府内（京都市外）の事業所…郵送にて所管の府保健所福祉課あて提出してください。

〔向日市、長岡京市、大山崎町〕

乙訓保健所 〒617-0006 向日市上植野町馬立8（TEL：075-933-1154）

〔宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町〕

山城北保健所 〒611-0021 宇治市宇治若森7-6（TEL：0774-21-2193）

〔木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村〕

山城南保健所 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1（TEL：0774-72-0979）

〔亀岡市、南丹市、京丹波町〕

南丹保健所 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21（TEL：0771-62-0361）

〔福知山市〕

中丹西保健所 〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91（TEL：0773-22-3903）

〔舞鶴市、綾部市〕

中丹東保健所 〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23（TEL：0773-75-0856）

〔宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町〕

丹後保健所 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855（TEL：0772-62-4302）

京都市内の事業所…郵送にて下記の実施機関あて提出してください。

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375

社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター宛（TEL：075-252-6296）

8 資料代

3,000円

※受講決定通知に同封の払込取扱票により11月30日（月）までにお振り込みください。

なお、振込手数料は各自で御負担ください。

9 修了証書

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・修了証書には氏名及び生年月日を記入しますので、受講申込書は楷書で読みやすく記載してください。
- ・研修修了のためには全日程、全科目、全時間の出席が必要です。原則として、欠席やWEB配信による講義映像視聴後のレポート提出がない場合、講義・演習を早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。その他、主催者及び実施団体において受講態度やWEB配信による講義映像視聴後のレポートが不良と判断した場合も併せて修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。資料代の返金もできません。
- ・本研修を複数年にわたって履修することは認めておりません。単年度で全日程を受講して下さい。
- ・申し込み内容に実務経験等虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

10 事前課題について

- ・受講決定時に予め示した事例について課題に取り組んでいただきます。詳しくは受講決定通知の際にお知らせします。指定する日時までに課題を提出できない場合は修了の認定ができません。
- ・また、演習は、作成した事前課題に基づいて実施いたしますので、当日、事前課題をお持ちいただけなかった場合には、演習に参加できないことがあります。

11 その他

(1) 感染拡大防止対策について

- ・研修実施においては感染拡大防止に努めます。
(マスク着用の徹底、会場での検温、アルコール消毒の実施、学習環境の整備、等)
- ・合わせて、事前に受講者・事業所の皆さまに感染拡大防止に関する御案内をいたしますので、御協力をお願いします。

(2) 会場について

- ・会場規模が大きいので、個々人に合わせた温度調整ができにくいことがあります。着脱しやすい衣服で調整をお願いします。

(3) 昼食について…昼食は各自御用意願います。

(4) 荒天時の対応について

- ・悪天候が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>) 内の「講座・研修・イベント情報」のページにおいて掲載いたします。
- ・悪天候等の影響により主催者において研修が実施不可と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

(5) 個人情報の取り扱いについて

「受講申込書」に記載された個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。

12 問い合わせ先

実施機関	(福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター (TEL: 075-252-6296)
主催者	京都府健康福祉部 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 (TEL: 075-414-4596)

